

業務委託仕様書

1 業務名

北上市水害時避難計画策定支援業務委託

2 業務の目的

令和 8 年 3 月の岩手県による市内 5 河川の洪水浸水想定区域の追加指定に伴い、市役所本庁舎や複数の指定避難所を含む広範囲が新たに洪水浸水想定区域となった。

また、市は令和 7 年度に雨水出水浸水想定区域図の作成に着手しており、令和 8 年度に一部地域の区域図を公表する予定である。

これらを受け、市民の安全確保を最優先とした避難体制の再構築及び災害対策本部設置施設の検証、地域防災計画等の修正を行う必要がある。

本業務は、洪水浸水想定区域の想定避難者数の推計、避難所の適正配置の検証、ハザードマップの作成支援等を行うとともに、雨水出水浸水想定区域に対する既存避難所等の安全性を検証し、本市の避難体制の再構築を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から 230 日間

4 洪水浸水想定区域の追加指定対象

- (1) 県による洪水浸水想定区域指定河川
黒沢川、本郷川、飯豊川、鈴鴨川、尻平川（計 5 河川）
- (2) 市による雨水出水浸水想定区域図作成範囲
大曲・広瀬川排水区（うち 395ha）

5 業務内容

- (1) 計画準備
業務の目的や主旨を十分把握したうえで、業務の実施方針、工程等の事項を整理した「業務計画書」の作成を行う。
- (2) 浸水被害想定及び避難者数の推計（全行政区域対象）
県が指定した洪水浸水想定区域データに基づき、GIS 等を用いて総務省統計局の統計データにより浸水深や浸水範囲を整理し、下記の分析を行うこと。
 - ・追加指定後の洪水浸水想定区域内の人口の算定
 - ・行政区ごとの浸水深別の面積及び人口の算定

- ・ 想定避難者数の推計

(3) 指定避難所の見直し及び検証（新規洪水浸水想定区域対象）

ア 新たな洪水浸水想定区域に含まれる指定避難所について、最大想定規模降雨時における使用可否を検証する。また、「垂直避難（2階以上への退避）」の可否について、構造・階高・浸水深（0.5～3.0m 想定）の検証を行い、収容可能人数を算出する。

イ 既存避難所のみで収容できない場合の代替案として、地震時避難所の風水害時利用の可能性や、避難所区分の変更について検討・提案を行う。なお、既存施設の収容可能面積については、発注者より提供を行う。

ウ 各地区における想定避難者数や避難場所等の状況を踏まえ、避難実施時の留意点や避難場所等の確保にかかる方針等について整理する。なお、避難場所等の確保にかかる方針等の検討にあたっては、次に示す事項について他自治体の事例等も調査したうえ、北上市の実情に応じた最適な方法を提案するものとする。

- ・ 避難施設の新設による避難場所等の確保
- ・ 災害協定等による避難場所等の確保
- ・ 広域避難の実施等

エ 市が作成した雨水出水浸水想定区域に含まれる指定避難所において、想定最大規模降雨時における使用可否を検証する。

(4) 災害対策本部等拠点施設の妥当性検証

市役所本庁舎及び北上消防署が洪水浸水想定区域（浸水深 0.5～3.0m）となることを踏まえ、発注者から提供する資料を基に、以下の検証を行う。

- ・ 本庁舎及び消防署の機能維持可能性（地下浸水リスクや2階以上での本部設置の可否、バックアップ電源等の確認、浸水リスクへの対策可否及び考えられる対策方法）
- ・ 大規模氾濫時における代替施設への本部設置時の運用手順及び課題、必要な機能・設備等

(5) 現地確認及び結果の整理（黒沢川流域の追加指定区域に限る）

例え高台であっても周辺に比べて窪地であったり、水流を阻害するものが存在する箇所では、避難の妨げになる可能性がある。避難所等の周辺について、現地を確認し、住民の避難時に不測の事態が発生しないか、以下の確認を行う。

- ・ 道路等へのアクセス
- ・ 周辺地形からの溢水の可能性

(6) 要配慮者利用施設の整理（新規浸水区域対象）

水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等では、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられている。

新たな浸水区域に含まれる要配慮者利用施設に対して速やかに避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促すため、対象となる要配慮者利用施設のリストアップを行い、(3)、(5)の結果を踏まえた最適な避難方法を提案する。

(7) 説明会等の資料作成

新たな浸水想定区域、避難施設を反映した図面を作成する。

(8) 照査

業務の主要な段階において、照査を行う。照査計画及び実施内容については、計画準備にて作成する業務計画書にて提示すること。

(9) 報告書等の作成

本業務における検討結果及びその概要、その他資料をまとめた冊子及び電子データの作成を行う。

(10) 打合せ協議

本業務実施にあたって、初回、納品時のほか、中間打合せ3回を実施する。なお、中間打合せは、必要に応じて本業務に関係する機関2箇所に対し、それぞれ1回の実施を想定する。

6 成果物

- (1) 業務報告書（避難者数推計、避難所検証結果、本部設置場所検証結果等を含む）一式（A4版：パイプ式ファイル綴じ）
- (2) 打合せ記録簿等 一式（A4版：パイプ式ファイル綴じ）
- (3) 上記電子データ一式（CD-R）

7 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる各種関係法令等に準拠し実施するものとする。なお、各関係法令等においては、最新の内容を参照すること。

- (1) 災害対策基本法

- (2) 水防法
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (4) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府）
- (5) 避難情報に関するガイドライン(内閣府)
- (6) 北上市契約規則及び関係規則
- (7) その他関係法令・規則・通達等

8 留意事項

- (1) 特に黒沢尻西・東地区等の洪水浸水想定区域内にある避難所については、浸水深だけでなく、浸水継続時間や孤立の可能性も考慮し、垂直避難の安全性を慎重に検証すること。
- (2) 新たな洪水浸水想定区域指定に対応する適切なタイミングで避難指示及び避難情報等の発出を行うための留意点及び必要となる設備投資等の提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、必要に応じて岩手県（河川課等）や消防、庁内関係課と十分な協議・連携を図りながら進めること。